

事 務 連 絡

平成 20 年 1 月 7 日

建築関係団体 様

東京都都市整備局市街地建築部

建築企画課長

「木造 3 階建て等の住宅の建築確認申請に係る
相談窓口（サポートセンター）」の開設について

平素より、東京都の建築行政にご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。

標記の件につきましては、別紙のとおり、社団法人東京都建築士事務所協会によります、「木造 3 階建て等の住宅の建築確認申請に係る相談窓口（サポートセンター）」が開設されましたので、お知らせいたします。

(連絡先)

東京都都市整備局市街地建築部建築企画課建築係

築比地・鈴木・石川

電話 03-5321-1111 内線 30637

平成19年12月21日
社団法人東京都建築士事務所協会

建築確認支援センター（サポートセンター）設置について

建築確認手続きが遅延している現状から、国土交通省の改正建築基準法の円滑な施行に向けた取組施策の一環として、同省の要請を受け、確認申請に困難をきたしている大工・工務店等による木造3階建て・混構造の住宅について、建築士事務所に属する建築士を対象に構造計算概要書等の申請図書の作成方法等に関する質問・相談に応じる窓口を次のとおり設置します。

1 名称

木造3階建て等の住宅の建築確認申請に係る相談窓口（サポートセンター）

2 設置期間

平成19年12月25日～平成20年3月31日

3 対象とする相談の内容等、

確認申請提出前または申請中の木造3階建ての住宅または混構造の住宅に係る次のような質問に応じます。

（当面、木造3階建て住宅を対象とする。混構造住宅については、混構造の構造計算書及び構造計算概要書記載事例のマニュアルの完成後に相談窓口を開設する。）

- ・構造計算概要書等の申請図書の作成方法に関すること
- ・構造基準等、構造計算に関すること

4 相談の方法等

上記3の相談に対して、次のとおり対応します。

- ・口頭でアドバイスし、文書による回答は行わない。
- ・構造計算書の作成や構造計算結果の検証等の業務補助は行わない。
- ・即座に回答できないものについては、後日回答する。

なお、アドバイスをを受けて作成した設計図書等の責任は、あくまで設計者にあり、相談員及び本協会は一切責任を負わない。

5 相談の対象者

東京都に所在する建築士事務所に所属する一級建築士又は二級建築士で大工・中小工務店による木造3階建て・混構造の住宅の構造設計を担当した者に限ります。(当面は、木造3階建て住宅を対象とします。)

6 相談日時

毎週金曜日 10:00～15:00

ただし、申込書の受付は、平日(12月31日から1月4日を除く)の9時から17時まで。

7 相談場所

社団法人東京都建築士事務所協会
新宿区西新宿3-6-4 東照ビル5階
電話 03-5339-8288

8 相談料

無 料

9 相談申込方法等

申込者は、別記申込み書式(PDF)に必要事項を記入の上、FAXで申し込んでください。電話での申し込みには対応できません。

申込先・問い合わせ先

- ・東京都建築士事務所協会 FAX 03-3345-0150
- ・FAXでの申込後、協会担当者から申込者に対し相談日の連絡を行う。
- ・申込者多数の場合は、原則として受付順に対応いたします。

なお、連絡が遅れる場合があることを予めご承知いただきます。